

第九十六回国会 参議院 農林水産委員会 會議録第八号

昭和五十七年四月十五日(木曜日)
午後一時四分開会

委員の異動

四月二日

辞任

下田 京子君

補欠選任

市川 正一君

四月七日

辞任

高木 正明君

補欠選任

楠 正俊君

四月九日

辞任

市川 正一君

補欠選任

楠 正俊君

四月十二日

辞任

楠 正俊君

補欠選任

市川 正一君

四月十三日

辞任

市川 正一君

補欠選任

下田 京子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

坂元 親男君

下条進一郎君

鈴木 正一君

宮田 輝君

川村 清一君

鶴岡 洋君

岡部 三郎君

北 修二君

熊谷太三郎君

古賀雷四郎君

田原 武雄君

高木 正明君
中村 慎二君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
八百板 正君
中野 明君
下田 京子君
田澤 吉郎君
成相 善十君
松浦 昭君
山内 静夫君
安達 正君
宮原 九一君
中里 久夫君

国務大臣 農林水産大臣 田澤 吉郎君
政府委員 農林水産政務次官 成相 善十君
水産庁長官 松浦 昭君
水産庁次長 山内 静夫君
事務局側 常任委員会専門員 安達 正君
参考人 全国漁業協同組合連合会会長 宮原 九一君
全国漁業共済組合連合会副会長 中里 久夫君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
漁業災害補償法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として全国漁業協同組合連合会会長宮原九一君及び全国漁業共済組合連合会副会長中里久夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

見を聴取することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂元親男君) 次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

○国務大臣(田澤吉郎君) 漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁業災害補償制度は、昭和三十九年の創設以来、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした共済事業の実施を通じてその経営の安定に重要な役割りを果たしてまいりました。

しかしながら、近年におけるわが国水産業を取り巻く厳しい諸環境の中で、共済事業の運営は新たな対応を必要とするに至っております。すなわち、二百海里体制への移行を契機とする魚価の著しい変動、漁場環境の悪化等により共済事故が多発してきております。また、危険の分散に必要な幅広い加入がまだ確保されていないという事情もございいます。

今後とも漁業共済事業が中小漁業者の経営の安定のためにその機能を十分に発揮してまいるためには、このような新しい事態に対応した仕組みの改善を図っていく必要がございせん。また、中小漁業者の共済需要に積極的に対応する措置を講じて加入の一層の拡大を図ってまいる必要がございせん。このため、漁業共済事業等につき所要の改正を行うこととした次第であります。

次に、漁業共済基金の廃止とその機能の中央漁業信用基金への承継について申し上げます。漁業共済基金は、漁業共済団体のほか、政府、都道府

県が出資して設立された特殊法人であります。漁業共済基金は、共済金支払い資金の不足する漁業共済団体に低利資金を融通しておりますが、その機能は漁業共済事業等の健全かつ円滑な運営に欠かすことのできないものであります。しかしながら、行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を進めるといふ観点から、昭和五十四年十二月の閣議決定に基づき、今回これを廃止し、その機能を中央漁業信用基金に吸収することとしたものであります。本法律案におきましては、これに必要な法的措置を定めております。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、漁獲共済の仕組みの改善であります。まず、加入の拡大を図るため、地域の実態に応じ、加入集団や加入区を設けることができるようにいたしております。また、継続的な加入を確保するため、継続申込特約方式を導入し、この方式による契約については補償水準が大幅に変動しないようにいたしております。

第二に、養殖共済の仕組みの改善であります。まず、加入の拡大を図るため、契約締結要件を緩和し、漁業者が自己の共済需要に応じて加入できるようにいたします。また、共済金の支払い方法を改め、特定の共済事故については補填の対象としない道を開くこととしております。

第三に、その他の共済事業の仕組みの改善であります。まず、現在試験的に実施している特定養殖共済について、養殖施設を共済の対象とすること等の改善を図ります。また、新たに地域の共済需要に応ずるため、漁業共済組合が自主的に地域共済事業を実施することができることとしております。

第四に、漁業共済基金の整理でございます。漁業共済基金を解散し、その業務を中央漁業信用基

金が行うことができるようにするほか、権利及び義務の承継等所要の措置を講じております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(坂元親男君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

それでは、先ほど決定されました参考人の方々の御出席を願っておりますので、御意見を承ることにいたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、当委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を伺いし、審査の参考にさせていただきます。

それでは、議事の進め方について申し上げます。

御意見を述べた後は、御一人十五分程度とし、その順序は、宮原参考人、中里参考人、といたします。

参考人の御意見の開陳が一応済みした後で、委員からの質問がありますので、お答えをお願いいたします。

それでは、宮原参考人からお願いいたします。

○参考人(宮原九一君) 全漁連の会長の宮原でございます。

まず最初に、本日参考人としてお招きをいただき、漁業災害補償法の改正法案について意見を申し上げる機会をいただきましたことに深く御礼申し上げます。

漁業共済制度の改善はもちろん、水産全般につきましては平素から諸先生の特段の御理解と御尽力を賜っていることに対して、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、私は全漁連の会長としてだけではなしに、

全国の漁協系統組織を挙げて漁業制度の改善を促進するための運動母体として漁業制度確立推進中央本部というのをつくっております。

その本部長として今回の制度改正問題に取り組んでまいった次第でございます。

まず、私どもは業界の意見を集約するために昭和五十三年から漁業連の中に制度改善委員会を設けて、二百海里以後の厳しい漁業情勢のもとでの本制度のあり方並びに制度改善の具体的な方向について検討を重ね、昭和五十四年の六月の漁業連の総会におきまして今次制度改正に関する業界の要望を取りまとめ、さらに、次いで水産庁に設置されました漁業共済制度検討協議会の委員として五十五年三月から翌年の七月までの間検討に参画いたしましたのでございまして、

したがって、今回提案されております改正法案につきましては私も業界とも十分に議論を尽くしたものでございまして、したがって、この際速やかな成立を期待を申し上げます。

ところで、本日は、事業実施団体を代表して、漁業連の中里副会長が参考人として意見を申し上げます。

漁業連の中里副会長が参考人として意見を申し上げます。

専門的な意見は中里参考人をお願いすることとして、私は別の角度から二、三の点について意見を申し上げます。

まず、最近の漁業経営の状況について申し上げます。

まず、二百海里時代の到来、燃油価格の高騰、漁価の低迷という三重苦の中で、漁業経営危機はいまや沿岸漁業をも含む多業種に及んでおり、漁業全体が想像を超える深刻な事態に立ち至っております。

たとえば、昨年全漁連におきまして漁業経営の実態について調査いたしました結果、その結果、新たな対策を必要とする業種は沿岸漁業を含めて二十一業種にも及んでおり、実に調査対象の半数が、償却前利益を償還に充てるといたしましても二十年以上の年数を費やさねばならないというほど多額の負債を背負っていることが明らかになっております。

このような漁業経営の窮乏は、水産庁の統計によりまして全般的に一段と深刻な度を増していることが読み取れるわけでございまして、とりわけ、従来比較的安定していたと言われておりました沿岸漁業においてさき多数の漁業者が従事するイカ釣り漁業の全般的な不振や、安定業種と見られていた小型底びき漁業の危機的な状態などが生まれてきております。

養殖業の分野におきましても、ハマチ養殖における魚病の多発やノリ養殖業の不振など、きわめて厳しい現実を直面いたしております。

私も漁業連系統組織にとつても一大試験のときを迎えているのでございまして。

すなわち、漁業経営危機はそのまま漁業協同組合の経営悪化に直結し、崩壊寸前の漁協が少なくない状態にあります。

水揚げ不振による販売事業の伸び悩み、燃油を中心とした購買代金回収の遅延、滞り、貯金の伸び悩み、後ろ向き資金の激増によるところの信用事業の不振など、漁協はいずれの事業においてもむずかしい問題を抱えて四苦八苦している状態でございます。

以上、漁業経営並びに漁業協同組合経営の窮乏について申し上げたのは、この漁業災害補償法に對する漁業者及び漁協系統組織の期待がどのようなものであるかを申し上げたいからであります。

率直に申し上げます、今日、漁業者の立場から漁業制度に期待いたしますものは、その原因のいかんを問わず漁業経営上生じた損失についてはこれを漁業によってカバーしてもらいたい、危機的状況にある漁業を守るためのとりでとしてこの際漁業制度が十二分に働いてもらいたいというところであらうと思われまして。

なぜかと申しますと、この制度の目的、仕組みはともかく、個々の漁業者の経営と直結して、しかも漁業経営上の収支そのものを補てんの対象とする制度はこの制度においてほかにないからでございます。

今回の制度改正に当たって私も最も重要な点として、また水産庁の制度検討協議会の場においても議論の中心となった問題は、漁業経営安定対策として抜本的役割を果たすた

め漁業のあり方いかんという点であり、まさに漁業者の声にいかんしてこたえるかというところのものであったのであります。

この点につきまして、学識者をも含めて相当の議論をいたしました次第であります。

共済収支の長期的均衡の中でこの問題を抜本的に解決することは言うべくしてどうも困難であり、当面実現可能な改善方策を求めざるを得なかったものでございます。

私どもは、漁業が恒久的な制度として健全に運営される中で、今後とも引き続き漁業者の要望にこたえる努力を傾注いたしたいと考えております。

が、当面の改善措置としては今回の改正諸点はおおむね時宜を得たものであると考える次第でございます。

特に、今回の制度改正と並行して、私どもが強く要望いたしました漁業共済団体の累積事業不足金対策につきましては、ゼロシーリングという財政のもとで初年度七十億円の十年間無利子棚上げの措置を講じていただいたことにつきましては、漁業団体の経営の改善を通じて、制度の健全な発展を期していこうとされる当局の御配慮によるものとして高く評価をいたしておるところでございます。

さて、せっかくの機会でございますので、この機会に漁業制度と漁協系統運動のかかわり合いと申しますか、別言すれば、漁協系統運動における漁協の位置づけという点について私見を申し上げます。

申すまでもなく漁業協同組合は、その組合員である中小漁業者の相互扶助の精神的結合を基盤として各種の事業を展開し、もって中小漁業者の経済的地位の向上を図らんとするものであり、このため従来から販売・購買事業や信用事業などに力を注いでまいっておるわけであります。

が、昨今の漁業事情に最もよくあらわれておりますように、漁業者の経営安定なくしては漁村の繁栄はあり得ないわけであり、一たび不漁や災害に見舞われますと、浜は灯の消えた状態になるとい

うのが漁村の実情でございます。

この点につきましては、学識者をも含めて相当の議論をいたしました次第であります。

共済収支の長期的均衡の中でこの問題を抜本的に解決することは言うべくしてどうも困難であり、当面実現可能な改善方策を求めざるを得なかったものでございます。

私どもは、漁業が恒久的な制度として健全に運営される中で、今後とも引き続き漁業者の要望にこたえる努力を傾注いたしたいと考えております。

が、当面の改善措置としては今回の改正諸点はおおむね時宜を得たものであると考える次第でございます。

特に、今回の制度改正と並行して、私どもが強く要望いたしました漁業共済団体の累積事業不足金対策につきましては、ゼロシーリングという財政のもとで初年度七十億円の十年間無利子棚上げの措置を講じていただいたことにつきましては、漁業団体の経営の改善を通じて、制度の健全な発展を期していこうとされる当局の御配慮によるものとして高く評価をいたしておるところでございます。

さて、せっかくの機会でございますので、この機会に漁業制度と漁協系統運動のかかわり合いと申しますか、別言すれば、漁協系統運動における漁協の位置づけという点について私見を申し上げます。

申すまでもなく漁業協同組合は、その組合員である中小漁業者の相互扶助の精神的結合を基盤として各種の事業を展開し、もって中小漁業者の経済的地位の向上を図らんとするものであり、このため従来から販売・購買事業や信用事業などに力を注いでまいっておるわけであります。

が、昨今の漁業事情に最もよくあらわれておりますように、漁業者の経営安定なくしては漁村の繁栄はあり得ないわけであり、一たび不漁や災害に見舞われますと、浜は灯の消えた状態になるとい

うのが漁村の実情でございます。

この点につきましては、学識者をも含めて相当の議論をいたしました次第であります。

共済収支の長期的均衡の中でこの問題を抜本的に解決することは言うべくしてどうも困難であり、当面実現可能な改善方策を求めざるを得なかったものでございます。

私どもは、漁業が恒久的な制度として健全に運営される中で、今後とも引き続き漁業者の要望にこたえる努力を傾注いたしたいと考えております。

が、当面の改善措置としては今回の改正諸点はおおむね時宜を得たものであると考える次第でございます。

特に、今回の制度改正と並行して、私どもが強く要望いたしました漁業共済団体の累積事業不足金対策につきましては、ゼロシーリングという財政のもとで初年度七十億円の十年間無利子棚上げの措置を講じていただいたことにつきましては、漁業団体の経営の改善を通じて、制度の健全な発展を期していこうとされる当局の御配慮によるものとして高く評価をいたしておるところでございます。

さて、せっかくの機会でございますので、この機会に漁業制度と漁協系統運動のかかわり合いと申しますか、別言すれば、漁協系統運動における漁協の位置づけという点について私見を申し上げます。

申すまでもなく漁業協同組合は、その組合員である中小漁業者の相互扶助の精神的結合を基盤として各種の事業を展開し、もって中小漁業者の経済的地位の向上を図らんとするものであり、このため従来から販売・購買事業や信用事業などに力を注いでまいっておるわけであります。

が、昨今の漁業事情に最もよくあらわれておりますように、漁業者の経営安定なくしては漁村の繁栄はあり得ないわけであり、一たび不漁や災害に見舞われますと、浜は灯の消えた状態になるとい

うのが漁村の実情でございます。

この点につきましては、学識者をも含めて相当の議論をいたしました次第であります。

共済収支の長期的均衡の中でこの問題を抜本的に解決することは言うべくしてどうも困難であり、当面実現可能な改善方策を求めざるを得なかったものでございます。

このような漁村の事情からいたしますと、漁業者の経営を安定化させるための漁協は、漁業協同組合にとり、最も早くから着手すべき、最もベーシックな事業であるとも言えるのであります。

しかしながら、漁業における不漁や災害は、生命保険や火災保険などのように、過去の統計によつて得られた確率どおりに発生するものではなく、かなり広域的に集中危険が発生するという性質を持ったものでありますので、国の援助なくしてはとうてい実施困難なものであり、その実現がおくれたのもこの点にあつたのであります。

また御案内のとおり、特に漁獲共済については漁業者個々の水揚げ高を正確に把握することがこの制度を成立させるための前提条件になつておりますので、漁協を実施するためには漁業協同組合による共同販売事業の整備が必要とされているといふことにつきましても、漁協制度の発展をおくらせた一つの要因であつたと考えられるのであります。

換言いたしますと、漁協系統運動にとりまして、漁協は必要不可欠の事業であるとともに、漁協の発展なくしては漁協も実施できないという関係にあるわけでありまして、

私も本法の制度に当たつて、全国の漁協系統組織を挙げて要望運動を展開し、かつた漁協系統組織を基盤として漁業共済団体を組織するよう政府に強くお願いいたしましたゆえんのものであり、その後も漁協制度の改正についてその都度全国の漁協系統組織を挙げて運動を展開しているのもこのためでございます。

以上、漁協制度について所信の一端を申し述べたわけでありまして、最後に、関連する二、三の問題について簡単に要望意見を申し述べたいと存じます。

まず第一は、水産物の消費流通対策についてであります。

と並行して消費者への啓蒙、ニーズに合った商品開発、合理的な流通システム開発もまた重要な課題であり、国としてもこの面の施策充実を図つていただきたいのであります。

次に、漁業者年金等の福祉問題についてであります。一般の船員保険についても負担能力の面から格別の配慮をお願いしているところでありまして、この船員保険にも加入できない圧倒的多数の漁業者は福祉の谷間に置かれております。幸い昨年の七月多年の悲願でありましたところの漁業者年金が御承認をいただいて発足し、短期間のうちに一万人強の加入を見ました。私も引き続き加入拡大に努力をしていく決意でございます。また漁業者の希望の灯を消さないためにも、この制度につきましても格別の助成並びに税制面からの育成措置を講じられるようお願いをいたします。

なお、この年金の事業主体は全国水産業共済会、いわゆる全水共が行つております。この全水共の行つた各種の共済事業は、本来漁協の事業として位置づけるべきものであるにもかかわらず、農協等と異なり、ひとり漁協系統のみこれが認められていないのでございまして、速急に同様な制度的裏づけの措置を講じていただきたいのでございます。

最後にございしますが、水産物自由化問題について、全漁連の会長並びに全国十四業種類の業種別団体あるいは系統等で組織しております水産物輸入対策協議会の会長としてお願いを申し上げます。

すでに水産物の多くは自由化されております。現在マグロ、ワカメといったように自由化されたものの輸入圧力によつて業界はきわめて苦しい立場に置かれております。また残つております輸入制限品目ほとんどは近海産あるいは海藻といったもので、中小零細漁業者にかかわるものでございます。その影響を考えますと、自由化はとうてい受け入れられないところのものでござい

まして、厳しい漁業再編に取り組みつつある漁業者の努力が水泡に帰さないように、またそのために、自由化の結果、ソ連とか韓国、中国等との間にわが国周辺海域で激烈な漁獲競争が起こるといったようなことを防ぐためにも、この際自由化については絶対反対をいたしておるものでございします。諸先生方の漁業に対する特段の御高配をお願い申し上げまして意見の開陳を終わる次第でございます。ありがとうございます。

○委員長(坂元親男君) ありがとうございます。次に、中里参考人をお願いいたします。中里参考人。

○参考人(中里久夫君) 本日は、われわれ漁業共済団体に対しても漁業災害補償法の一部改正法案の審議に当たり、われわれの見解を直接述べた機会を与えていただきまして、心から御礼申し上げます。なおまた、平素漁業共済事業につきましても御指導をいただきまして、あわせてこの際御礼申し上げます。

さて、私は全国漁業共済組合連合会の副会長という立場から、漁業共済事業の当面している課題のうち主なるものを御説明し、ただいま審議されようとしている本法案との関連について言及してまいりたいと存じます。

去る昭和三十九年漁業共済事業が法律に基づく制度として発足して以来十七年経過いたしましたのでございしますが、今日依然として第一の最大の課題は、加入の普遍化が十分に達成されてないというところでございします。加入の程度は漁業によつてずいぶん差がございしますが、漁獲共済で加入の率は二四％程度、このうち比較的加入率の高い漁業は昆布、ワカメ、アワビなどをとるいわゆる漁業権漁業、それからサンマ漁業、サケ・マス流し網漁業、大型定置漁業などでございます。一方養殖共済は、加入率は三七％程度でございまして、このうち比較的加入率のよい養殖業はハマチ、タイ等の魚類の養殖業でございします。

以上申し上げた加入率の問題で特にわが国中小

漁船漁業のうちそのほとんどを占める十トン未満の漁船漁業の加入ができていないことは、非常にわれわれとしては重要な課題あるいは目標となつておるわけでございします。申すまでもなく、この制度の利用の普遍化を進めることは、この制度加入が強制加入を導入しておらないとはいひながら、事業組織は漁協系統団体であり、国を初め都道府県もこの事業の保険または補助を通じて強力な援助をしているのでありますから、漁業者が漁業共済をあまねく利用し、自然災害や不漁に備えることは法の目指す政策目的にかなひ、かつ漁業共済事業基盤を安定化するゆえんであると思ひます。

そこでこのため、まず共済契約が成立するためのいろいろな要件または制約を緩めて成立しやすくしようとする。また、加入を促すような措置をすといふことをわれわれは要望してまいつたのでございしますけれども、今回の改正法案では、おおもこの方向に沿つて改善がなされていると思ひます。なお、改正法案には直接関係はございませんが、予算措置として、漁獲共済における義務加入の対象範囲の拡大がなされますことは、これはこの措置の大きな一環であると存じます。

さて、共済契約の成立を容易にするまたはこれを促すという、いわゆる形式上の要件を改善いたしましても、共済契約の内容自体が漁業の実態及び漁業者の需要にできるだけかなつたようなものでなければならぬことは言うまでもないことでございします。しかしながらこの課題は、そもそも共済事業が基本的には漁業者の相互扶助、具体的には加入する漁業者の提出する掛金が共済金の給付の主たる財源でありますから、これとの兼ね合いがございします。つまり、共済事業の収支が長い目で見て均衡するようなことがなければ恒久制度として確立しないわけでありますので、極力漁業者の需要にできるだけ対応しつつ契約を普遍化し、かつ共済事業の収支を長期的に安定化しようといふことはなかなかむずかしい命題でございします。あえていろいろの改正を要望して大事な点はこの法案におおむね取り入れられているといふ

うに言えると思います。

たとえば、漁獲共済における継続申込特約制度の創設は、これは一定年間継続加入を前提とし、その期間は一定の補償の水準を維持するほか、掛金率をできるだけ優遇しよう、また無事故の場合の戻しも実行しようという仕組みでございます。これは漁業者の共済需要を考え、また共済団体側の加入促進、逆選択の防止による共済収支の均衡などもねらいとした苦心の策と言えるのではないかと存じます。共済団体としては、この継続申込特約制度を今回の法改正の大きないわゆる目玉として評価いたしていただきたいと思います。

また、この法案の中で、新たに都道府県の共済組合が地方の共済需要にも対応することができ、主体的に地域共済事業を実施することができるようになります。これなどは私どもがかねてから、漁業における共済需要というのは多種多様でかつ流動的であり、地域性のあるものが多いにもかかわらず、これに対する制度としての対応がきめ細かくできないという不便がありました。これが対応措置を要望いたしておりましたが、ようやく曲がりなりにもできるようになったのは、危険分散など不十分なところがありますけれども、前進だと理解しております。これは今後共済団体に課せられた新しい課題として、新しい宿題として受けとめたいと存じます。

さて、次には漁業共済基金でございますが、この漁業共済基金を本法案によって解散し、新たに中央漁業信用基金がその機能を行うようにするということは、私どもといたしましてはきわめて重大な関心を持っているところでございます。そもそも漁業共済基金が特殊法人であり、かつその組織機構が小さいというゆえをもってこれを整理するといふかねての政府の方針については、われわれ共済団体は反対の意向を明らかにして、かつその申し入れをしてまいりました。漁業共済基金が国にかわる信用力を持ちまして共済団体に對し、特に最近事業収支の不均衡となつて共済事業について必要な共済金支払い資金のきわめて円滑

な融資の機能を果たしている事情にかんがみ、われわれの反対はきわめて真剣なものであったのは当然でございます。しかし、遺憾ながらわれわれの要望は通りませんでした。しかし、本法案では中央漁業信用基金が引き継ぐこととされております。従来漁業共済基金が果たしてきた機能をそっくり承継するといふふうになされておりますので、結果としてはやむを得ないと存じておりますが、従来強硬な廃止反対を唱えてまいった経緯がございますので、念のためにこの際申し上げておく次第でございます。

以上、共済事業及び共済団体の諸課題についてその主なものを申し上げましたが、さらに申し上げたいことは、漁業共済団体における多額の事業不足金の存在とこれが対策措置、並びに将来における漁業共済団体の経営安定、経営基盤の強化の問題でございます。

ところで、漁業共済団体の責任に係る事業不足金は昭和五十五年年度で約百四十八億円にも達しており、さらにその後事業不足金は上積みになる傾向にございます。共済団体は漁業共済基金の信用力によりまして借り入れを行い、共済金の支払いは滞りなく行われておりますけれども、利子負担及びこれが返済には非常な負担を伴い、漁業共済団体、特にその支払い責任の集中する漁業共済組合連合会の運営を大きく圧迫するおそれが現実となっております。この事業不足金の発生は、五十二年以降、いわゆる二百海里時代到来及び赤潮の大規模発生にその主たる原因があるとわれわれは考えており、これらの異常な支払い原因は本来共済設計に含まれておらず、したがって共済の範疇を超えるものということであるから、政府において所要の措置を講ずるよう要望してきております。

一方、これら事業不足金は、ともかくも制度の運用の中で発生してきたものであるから、保険理論的には長期的な収支均衡を図る中で解消すべしという対立する議論がございます。私は、ここで反論することを経ますが、現実問題として、

漁業共済団体は、前述のように非常に運営の困難な状況に立ち至りつつあるわけでございます。このまま放置すれば、共済金の支払いに支障を来すおそれがございます。いまは議論する時間ではなく、現実的な対応をすべきであると割り切りまして、共済団体の経営対策措置として今年度以降事業不足金のうち約半分、すなわち七十億円を十年間無利息棚上げし、元本はこの期間中毎年国の援助も得て加入者負担により定額償還する。この無利子棚上げのための損失を補填するため、棚上げ期間、すなわちただいまは漁業共済基金、後にはこれを承継する中央漁業信用基金というところでござい

ますが、この棚上げ期間に、国と県と共済団体で三年間三十億円の増資を行うことと予算措置等がされております。このような、いわば後始末的な措置を背負いながら、新制度による前進をせねばならないという共済団体の立場は、新たに国と共済団体との責任分担区分も改善されるということなどを考慮に入れましてなかなか楽なものではないと考へられます。けれども、何回も申し上げましたように、この制度は漁民にとつて長期的な制度でありまして、長い目で忍耐強くこの制度を維持強化すべきであると理解して、この法改正並びに予算措置を受け入れるという決意を固めていくところでござい

ます。法律案及び予算を個々に検討すると、漁民及び共済団体側から見ると、改善の面とやや厳しくなる面と、つまり甘いものと辛いものとが取りまぜになつていて、互いに切り離せない一体となつた法律改正案及び予算措置となつてい

し上げます。これで私の意見開陳を終わりたいと存じます。ありがとうございました。

○委員長(坂元親男君) ありがとうございます。

以上で、参考人の方々の御意見の開陳を終わります。

それでは、これより参考人の方々に對し質疑を行います。

○坂倉藤吾君 本日は大変御苦労さんでござい

ます。いま宮原会長の方からは、漁業を取り巻く全般の問題が要約して述べられました。また、中里さんの方からは、特に制度に限つての御説明をいただいたわけでありまして、よく理解ができたわけです。ただ、お二方が今日までこの漁業制度について当局と十分に話をされてきて、そして詰め切つてきたという立場の中で一定の評価をされておるわけでありまして、これは当事者として当然のことであろうといふふうに思うんですが、いま中里参考人の方からお述べをいただきましたように、私どもが眺めましても、この法律案の中で少し前進をしたなと思ふ部分と、むしろこれは今日の状況から見てもいかなものかと思ふ点がたくさんあるわけでござい

等、あるいはこれは赤潮にも代表されるわけでありますが、きわめて自然災害的な要素の問題、それから人為的要素といえますが、国際間のあつれき等も含めまして具体的問題が発生してきています。これらの問題をいゆる共済制度といいますが、この漁業の法律に基づく制度の中で、これのみで解決していくことが果たしてできるのかどうかという点、私はできないだろうと思ふのです。したがって、この人為的部分についてはこの制度以外のところできちっと私は対処をしていくのが政治のあり方であろう、水産政策のあり方であろう、こういうふうな基本的には理解をするわけであります。そのところが少しの御説明の中に御遠慮されたいではなくかという気がするものですから、ひとつ明確にお答えをいただいております、こういうふうな思ふんであります。

それから、中里参考人の方にお伺いをするわけでありますが、冒頭述べられましたいゆる加入率が非常に低いという問題ですね。私は率直に申し上げて、加入率が低いのか、あるいは高く加入率をこれからよくしていくことができるのかという問題は、むしろこの制度がいゆる政策的制度でありますから、そういう意味合いでこの政策制度としての価値評価というものが漁業経営者の方々にどう映っておるんだらうか。この映り方がいゆる政策制度としての価値評価が低かったがゆえに、言うならば、この加入がなかなか伸びなかったのではないのか。このところの問題は、具体的に突っ込んで一体どう本音をお持ちなのか、これをまずお聞きをしたい、こういうふうな思ふんですが。

○参考人(宮原九一君) 実は先ほどの陳述でも申し上げたわけですが、私も私ともいたしましては、いゆる漁業における経営の安定をいろいろな形で国からも援助をいたしておりますけれども、端的に言って、この漁業制度が果たす役割りというものが多いのではないかと、この思定のもとで、きわめて活発な意見を展開しながら

らやってみたりしましたけれども、結局それが漁業者の願望と現実には大きな乖離がございます。たとえば単純に全国の漁業者があらゆる共済事業に全面加入をしておるといふ形が仮にあるとするならば、私もその要求についてもそれなりの正当性を見出し得るわけでございますけれども、先ほどの陳述にもありますように、その加入の偏りが非常に大きいという中では、この漁業共済制度で経営安定のすべてを賄うというところは理論的にも問題がある。現在の二百海里体制の中で、あるいは燃油高騰その他を含めて厳しい経営環境の中にありますけれども、やはり自然災害に対するフォローは漁業制度が中心の役割りを果たしていくけれども、その他については別の制度の中で特別の配慮を願いたい。したがって、たとえば今回の漁業構造再編の問題にしましてもあるいは漁特法における省エネ対策の問題にしましても、その辺の発想から展開をしていただこうとするわけでございます。私どもとしては、制度の改善については残念ながら今回はあめの部分とむちの部分があるけれども、まあ、あめの方が多かなということ、なるべく早くこの法律を通してほしいというふうなことでございます。本音はそういうところでございます。

○参考人(中里久夫君) 加入率の低い問題に対しての所見でございますが、私もこの制度はもともと国がつくったのではなくて、いゆる漁業系統団体がこの共済事業をやろうというそのイニシアチブをとって事業を組織化したわけでございます。まずこの制度が、国がどういう政策的な助成をするかというところは一応置いておいて、特に系統団体、なかんずく漁業協同組合、わけても漁協の指導者がこれを理解するというところについて、私はまだ徹底しない点があるというところ、私に私どもの努力目標、力の至らない点がございます。

それからもう一つ、特に漁獲共済制度という制度を考えた場合に、これは系統団体による共販制度がどうしても基礎になるわけでございます。この共販制度が基礎にならないと水揚げ金額が確認できませんので、この共販の徹底ということが一番大事な前提になるわけでございますが、これにつきましても、先ほど宮原全漁連会長さんがおっしゃったように、こういう問題についてもまだまだ十分ではない。この共販の徹底の必要性等はございます。

それからもう一つ、やはりこれは災害補償対策でございますけれども、ほかのいろいろな政策との連携プレーがこれは主として国、都道府県の立場からする、あるいは都道府県に対する注文でございます。十分な連携プレーが必ずしも十分でない。たとえば金融制度と共済制度とのつながりにつきましても、最近では魚類養殖等につきましても非常に連携プレーができるようになりましては、やはりこういう横のいろいろな諸対策、わけでも金融対策、あるいはそれ以外の生産対策、その他のいろいろな諸政策と十分関連して初めてこの制度は普及するというふうな考えておりますので、国の政策的なものもございまして、われわれ側が、あるいは行政側が、都道府県側がやるべき事項もたくさん残されているというふうなことは理解しております。

○坂倉藤吾君 少しい具体的なことをお教えをいただきたいと思ふんですが、今回ノリ共済が実は試験実施のままで本格共済にならなかったわけですが。本来なら、今日までもうすでに試験実施をしてきたわけでありまして、データ的にも相当そろっているというふうな思いますが、なぜこれが本格実施の方に移らなかったか、この辺が本制度とのかかわりの中で、構造的にございますか、そういう意味合いで、何か問題が提起をされておるんだらうか、これが一つであります。

それから、これはむしろ宮原参考人にお聞きした方がよいのかなというふうな思ふんですが、ずっと眺めておられますと、カツオ、マグロとこの共済の制度がきわめてまだ問題が残っているようにございまして、カツオ、マグロも具体的な共済制度になじむようにしていくためには一体どうい

うふうな今日問題を整理をすればいいんだらうか、この点が一つの課題。

それから三つ目の問題は、今度の改正の中で、ブリの養殖についての補償足切りが出てきているわけですね、この足切りの問題というのは、私は率直に言つてこれは政府側と論議を詰めていくことになりまして、むしろこれは今日の事情から言つて逆行するのじゃないか、簡単に言えば、こういうふうな思ふんですが、この辺についてのお考え方は一体どうなんでしょうか。

それから、中里さんにもう一つだけお聞きをしておきたいのは、この漁業基金の赤字の処理がいゆる十年償却で行われていくということになりまして、そのためのいろいろな準備活動が今回盛り込まれることになりました。しかし、十年間でこの七十億の元が完全に償還できるんだらうかどうか、きわめて今日の成り行きから見て私は不安でなぬわけでありまして。後の処理どうするかというのことは政府の責任になりますから、ここはお聞きをしなくていいんですが、この十年間で七十億円の償還が果たして可能かどうかという今日御判断をされておるんだらうかどうか。

それから、漁業基金から事業が中央漁業信用基金の方へ移るわけでありまして、中央漁業信用基金自体が今日、じゃ裕福な財政を示しておるのかといえ、相当不安な様相を持っております。そうすると、そこに吸収をするわけでありまして、この辺でたとえば資金の流れその他に支障が出てきやしないんだらうか、どうだろうかというところにも一つの不安を感じておるわけでありまして、その辺の御判断等ひとつお教えをいただきたい、こういうふうな思ふんですが。

○参考人(宮原九一君) 特にカツオ、マグロの問題で御質問がございましたので、私はその点について考えを申し上げてみたいと思ふます。率直に言ひまして、カツオ、マグロの業界というのは経営者でございますので、きわめて明確に漁獲金額とそれから可能な共済金額というものを計算ができる立場にございます。したがいまし

て、その計算上共済加入が有利か否かという判断が先に働くという問題も一つございまして、普遍的加入を確立するまでには至っていないというのが現状でございます。この研究会の過程におきましても、まあ一般から言えば百トン以上のちよつと大きな船、大型漁船における共済制度の仕組みというものをどうするかがいいのかというような点で相当の議論をいたしましたけれども、残念ながらまだ方向を確立するまでには率直に申しまして資料不足でございますので、今回の制度改正の意見の中には、引き続きこの問題は国もひとつ責任を持って調査をしようというこの確約をいただいておりますので、ただいま先生の御質問についてはもう少しお時間をいただけたらありがたい、このように思っております。

○参考人(中里久夫君) それ以外の御質問に對してお答え申し上げます。

ノリに関する共済制度につきましては、今回の法律改正では本質的な改正はなされておりません。やはり従来どおり本法によるいわゆる本則共済とそれから附則に書かれておられる試験実施中の、われわれはノリの特定養殖共済というふうに考えておりますが、この二本立てでいき、かつ従来二本立ての前提のもとで改善すべき点を改善するというふうな程度でございます。それはなぜかと申しますと、これは先生方御承知かと思いますが、ノリの生産実態というものがまだまだ流動的でございます。生産技術なり生産管理の問題が非常にまだ固まっておりますので、非常にしつかりしたノリの生産というものが確立されてない、流動的でございますので、制度としてこれを全国的に統一的にやるといふことはなかなか割り切れない。われわれは、当初は試験実施というところでノリについても漁獲共済的なものをこれを考えてこれを本則化しよう、本格的化しようかというところでいま試験実施中でございますが、それについてもまだ各県の漁業者あるいは共済団体に聞きますけれども、まだまだそこまでいかなないと、流動的で、二本立てでいこうと、割り切つ

て、その前提のもとで改善をすべきものは改善するというふうな今回この法案はなっております。それからもう一つ、ノリの養殖につきましての、特定の場合補償対象にしないという制度を導入するつもりでございますけれども、ノリの、特に最近ブリ養殖業における魚病が非常に広まっております、そして特定の地域ではこれが常習的になっているという事態がございます。これを放置いたしますと、それは常習的に起こっているところにつきましては、これは損害を補償することはよろしいんでございますが、また別途ブリの養殖を非常によく管理いたしまして、魚病についてはほとんど影響のない、心配なものはただ台風とかそういういわゆる天災の事故が一番心配だということもございまして、したがって、これを放置いたしますと、掛金率等はそういう魚病に起因いたしますと、不公平になるということもございまして、不均衡、不公平になるということもござい

るもので、われわれ漁業共済団体の内部におきましても、魚病については共済金の給付を制限すべしという声が出ております。それやこれやを勘案いたしまして、といって全く不補にすることにはまいらぬだろうということ、ある一定の境界を超えるような常習地帯については一定の限度で不補にしないようにする、言うなれば、共済団体あるいは漁業者団体側としては一種の妥協的な割り切りをいたしたわけでございまして、共済制度というものは漁業者の掛金負担で行われている限りにおいては、こういうような漁業者自らの抑制措置も決して私どもは逆行ではない、むしろこの制度を長く維持するための、言うなればやむを得ざる当分の措置ではないかと考えております。

次に、最後の御質問でございますが、赤字の処理に関連いたしまして、十年間で七十億円の償却が可能であるかどうかという御質問でございます。非常にむずかしい質問で、ここでできますと胸を張るといふわけには私の立場ではいきません。御承知のように、漁業の実態はきわめて流動

的でございます。今後十年、どのような漁業の状況になるか私どもとても予測できませんので、それはわかりませんけれども、われわれはこういう目標を与えられたんだと、こういう目標に向かって事業の推進なり、あるいは制度改善を図っていくというふうな考えざるを得ない、そういうふうなわれわれは万全の努力をしたいということとでございます。

それに関連いたしまして、漁業共済基金が廃止になりました。解散になりました。中央漁業信用基金に移りますが、私も率直に申し上げまして不安がないわけではございません。これも先ほど冒頭申し上げましたように、やむを得ない一つの措置であるということと割り切りまして、幸いにも法案には全く同じ事業を中央漁業信用基金がやるようになっておりますので、それに期待いたします。資金の流れが従来と全く同じになるようにわれわれは要望して、これを確保したいというふうな考えております。

○川村清一君 宮原参考人と中里参考人、お二人に二、三お聞きしたいんですが、まず第一問は、お二人から御意見を賜りたいんですが、実はこの制度が昭和三十九年にできまして昭和四十二年に国の再保険制度ができたわけです。その昭和四十二年の国の再保険の制度化のときに実は私のがこの委員会に質問いたしまして、当時中里参考人は専務さんをされておりました、たしか当時の安藤会長さんと傍聴されておったことを記憶し、私も安藤会長さんにいろいろ教えていただいたて勉強して質問したわけですが、その質問の中で私が最も強く申し上げたのは、これは一つの保険なんですから、それで一つの危険を全漁民によって分担するという、その基本原則に基づいて組み立てられておるわけでございますから、やはり保険に加入している人が多くなければこれは保つていけないわけですね。ですから、加入率を高めていくことは義務加入にすべきではないのかと、義務加入にすべきであるということ強く申し上げました。

当時の政府は、これはあくまでも民主的に個人の意思によって加入するんだということで、私の主張を入れなかったわけでございます。その後、やはり私が言っているとおりの情勢がそうだったん進展していつて、昭和四十九年の制度改正でこれは義務制ということになったわけですが、義務制になった今日いまだに、先ほどのお話によりまして、漁獲共済においては加入率は二四％である、養殖共済においては三七％である、きわめて低いわけですね。これは一体どこに原因があるのか。いろいろありまして、行政もこれに力を余り入れなかつたんだろうし、それから先ほど宮原参考人はこの加入率を高めていくことを強く主張されておりました。当然であります。そしてこの共済というものを系統運動として取り上げたいという御説明があつたわけでございますが、やはり系統としてだけ加入率を高めていくために努力されておつたのか。四十九年に義務制ができました、今日になおまだこんなような状態では、これは本当に努力しておつたのか。――各都道府県の共済組合があります、あるいはまた単協もあるわけですね。単協においてはあるいは都道府県の共済組合において、いわゆる全漁連の系統の中においてこのためにどれだけ努力をされてきておるかどうかというところにちよつと私は疑問を持たざるを得ませんし、それから全共済の方も一体このためにどのような努力をされてきたのかというところもちよつと私としては疑問を持つてござい

ます。したがって、何としましては加入率を高めないければ、これは災害補償法、いわゆる一つの保険ですが、これは災害補償法、いわゆる一つの保険で、今後どうなされるかとしておるのか、これをお聞きしておきたいことが第一点であります。それから第二点は、私は、漁船損害補償法のやはり審議がときどきあるわけですが、その法案が出てまいりましたときには、いつもその審議に当たって主張しておりますことは、漁船保険と、それから漁業災害保険、これは一体となるべきもの

ではないのかと。もちろん、この制度が発足した時点あるいは歴史的な発展の違いがあるわけですから一概に一つになれといつてもなかなか困難であることは当然わかつておるわけであります。しかしながら、両制度とも、言うならば漁民の幸せのために、漁業の発展のために、漁民のいわゆる経済的な一つの安定を得る、発展のためにある制度でありまして、それから、この事務をやっておるのはずうつと末端へいきますと単協でやつておるわけです。この単協と言つたて大から小までありまして、小さな単協ですと職員がわずか四人か五人ぐらいてやつていような単協もあるわけです。その単協の職員が一方においては漁災の方の事務をやる、一方においては漁船保険の事務もやると、同じような事務をやっているわけです。そしてねらいは何かというと、いわゆる漁協におけるところの漁民の生活安定、漁業の発展といふためなんですから、目的は同じなんで、山の上に登るのに両方から登っていけばいいのであつて、むしろこれは一体になるべきじゃないかということをいつも主張しておりますが、これはなかなか実現いたしません。漁船保険の方はたくさん金を持っておると、そして漁業共済の方はたくさん金の借金を持っておると。借金と金を持っているものが一つになればおのずから道が開けるんではないかと思ふのでありますが、この件については私はそう主張しているんですが、これ、こんなことを言つてもう十何年以上もたっているんですが、いまだに実現されないんですが、御両者におきましては、これはどういふような見解を持たれるか。

いろいろ聞きたいことがあります、時間がありませんからやめますが、もう一点、最も基本的な問題なんですが、これは農業共済と違ふのは、農業共済はいわゆる農畜産物の、農業生産物の生産量でやるんです。量で、ところが、漁業共済の方は生産量でなくて生産額なんです。いわゆるPQ方式、ここに問題があるんじゃないか。いわゆる金高でいくわけです。農業の方は生産量でいくわけです。魚価というのは、二百海里時代と

うなつたと言いますが、べらぼうにぐんと魚価が上がつてみたり、またがたんと下がつてみたり、その経済事情なりあるいは需要の動向によつてどんどん変わっていく。そこでこういう問題が発生するんですが、抜本的に、根本的にこれをやるならば、その辺の私は制度を何とか変えなければ根本的な解決にはならぬのではないかと思ふんですが、この辺に對する御見解はいかがなものでしょうか。

それからもう一点だけあります。漁業災害補償法というものは、あくまでも自然災害というものを対象に仕組まれた一つの保険でございませう。したがいまして、二百海里時代になって漁獲量も減ったこともわかっていますが、漁獲量が減っただけでなく、二百海里の時代に入つて漁業の情勢ががらつと變つてしまつたということがあります。それから赤潮なんというものは、これは一体自然災害なのか、あるいは自然災害でなく一つ一つの公害であるのかといったようなことも學者の意見も必ずしも一致しておらないような気がするわけであります。これが自然災害でないとするならば、二百海里の問題だとか赤潮の問題は当然この保険の対象外になることであつて、別の方途によつてこの問題への解決のために対処していかなければならないものではないかと私は思ふんですが、どうか。

この四つについて、時間がありませんので、
簡単に結構でございますが、御見解を承りたい
と存じます。

○委員長(坂元親男君)　まず、宮原参考人からた
 答え願います。

○参考人(宮原九一君) まず第一点の加入拡大につきましては、先生御指摘のとおり、私どもとしても大変残念でございます。ただ、それぞれの現地におきましては、私も三重県の漁連会長をやっておりますが、漁連会長が中心になりまして信連、共済組合等を含めて加入促進協議会といったような県一本の組織をつくりながら、それに各

地の準協の組合長にも参加願ひ、それなりの工夫をこらして加入の拡大をやっておりますわけですが、けれども、やっぱり前提になる漁業者の意識を高揚する、それから共販制度のさらに拡充を図る、それから魅力ある制度とするための仕組みの改善、これが今回の法律改正で相当部分前進をしますので、この今回の改正を踏まえてさらに全漁連としては各県に強力な指導体制を組んで拡大を図っていくように努力をしてまいりたいと思つておる次第でございます。

それから、漁船保険との合併問題については、少なくともわれわれ全国の漁業協同組合系統においてはすでに精神的なめは成熟をいたしておるわけでございます。先生おっしゃるとおりに、機あれば合併を促進したいという熱意をいまもって失つておらないわけでございます。残念ながら結果がまだ十分でないので申しわけないと思つておるわけでございます。

それから、漁済の現在の仕組みのPQ制度というものを抜本的に改善すべきであるかどうかという点については、残念ながら私自身まだ明確な方針を持つに至っておりません。私としては、PQの制度の中で仕組みをもう少し成熟していく形の方がいいのではないかという見解は現在もまだ持ち続けておるわけでございます。

それから、二百海里関連がいわゆる漁済の中に
どう仕組まれていくかということにつきまして
は、その不漁の原因をどう明確に処理できるのか
といったような問題もありますので、共済団体と
いたしましては著しい条件変化がある場合には引
き受けの制限を加えるといったようなことで当面
は対応をしていかざるを得ませんので、引き続き
この辺の関連事項についての研究は進めていた
きたいものである、ということをお考えでおる次第
でございます。

以上です。

○委員長(坂元親男君) 中里参考人お答えいただきます。

○参考人(中里久夫君) いま宮原参考人のおこ

しやられたこととほとんど変わらないんでござい

ますが、共済団体側としての視点からのみ申し上げますと、まず普及の拡大、普遍化の問題でござい
ます。いまするけれども、これはかねてから川村先生が、
何度も繰り返しておっしゃるとおりでございませ
が、いまだにまだ不十分でございます。連合会あ
るいは共済団体としては、まず制度的にこれを解
決する方法として、今回の法律改正でもございま
すが、加入を普遍的に拡大するためのいろいろな
共済契約の締結の要件を緩和する、あるいは仕組
みをよくすると、あるいはさらには制度的には善
務加入対象漁業の範囲を拡大するというようなこ
とで、いろいろないわゆる制度的に加入拡大が図れ
るような方向でいろいろな改善措置をこれからこ
の法案が通りますれば行われ得るということにわ
れわれは非常に期待しておりますが、それだけ
じゃなくて、やはり私も何度も繰り返すように、
この制度を、系統団体、特に漁業共済団体の構成
員である漁業協同組合の役員の方々がこれをいか
に受けとめるかということが一番大きな大事な点
じゃないかと思えます。

それで、最近は特に漁業協同組合長をわれわれは対象にして、しかも共済組合長を県ベースじゃなくてブロックベースに、たとえば東北あるいは四国というようなブロックベースにお集め願ひまして、この普及の一番の拠点にしていただくといううようなところまでなっております。従来は県レベルでの共済組合がまあ一種のコネを利用しての共済推進といううようなことが多かったのですが、今度は組織力をもってこの普及推進ができるようになりつつあるということでございますので、私どもといたしましては、制度改善措置が行われると同時に、この組織力に乗った共済事業推進というのがそろそろ可能になってきたということに大きな期待をしております。

の推進に役立つようないろいろな助成措置、たとえば掛金助成とか無事故戻し奨励とか、あるいは事務費等の助成というようなことをしていただくようにいろいろな事例を紹介して、地元の方方公共団体が肩をいれるということに側面から努力したいと考えております。

次は、これは宮原参考人から御説明になったところでございますが、大体同じようなことでございますが、漁船保険と漁業制度とかかわり合いの問題でございますが、私もいろいろといたしましては、特にたくさん赤字を抱えている立場から非常に言いにくいんですが、これは長い目で見て統合されるべきだということを考えております。そういうふうな基本的な考え方では、現実にはなかなかむずかしい問題もあるということも承知しております。しかしながら、あえて私も前と同じように一体的な運営、組織化がなされるべきであるというふうに考えております。

それから、PQ方式でございますが、確かにこれは、PQ方式というのは漁業における非常にユニークな制度でございますが、これをPを外した制度にすることにしまして、私も内部でずいぶん研究、討論をやったんですが、やはり基本的にはPQ方式でいい、しかしその運営とかあるいは改めるべきところは改めていこうじやないかということで、PQ方式を基礎にした制度の改善ということをおもはして考えております。

当てにしたいわゆる相互扶助制度であるということが基本でございますので、こういうような自然災害に即さない、そういうようなのが明らかな場合には、これはやっぱり対象外として排除する方向で制度を切り切った方がいいと、またその方向で運用すべきではないかと、原則はそういうふうなことを考えております。

○鶴岡洋君 大変御苦労までございます。貴重な意見ありがとうございます。

私、二、三点簡単に答えたいんですが、宮原全漁連の会長さんにお願したいんですが、漁業制度に対する期待は大である、これはもちろんそうであると思います。漁業者の経営を守るためにも、また生活を守るためにも当然そうであるけれども、またこの法律の改正案が出て審議をすればならないと、こういうふうな思っているわけですが、それから、二百海里規制がされ、また燃料の価格の暴騰、それから魚価の低迷と、これは大体的な要因になるわけですが、生活様式も変わる、国際情勢も変わる、また経済情勢も変わる、時代の流れもこういうふうに変わってきている。そういう中で、一番先に言ったように漁業制度に対する期待は大である、これはもう当然でございますけれども、その反面、全漁連として経営の健全化、近代化といいますが、それから技術の改善、こういういわゆる経営の強化に対してどんな姿勢でおられるのか。もちろん努力するとはおっしゃられると思いますが、この点についてどういう考えをお持ちでいらっしゃるのか、これが一点。

それから、漁業者年金の加入が約一万人になったと、こういうお話でございますけれども、現場におかれてこの点について見通しはどうなのか、これが二点目。

もう一点は中里参考人にお伺いしたいんですが、この改正の経緯で昭和四十九年に赤潮特約の新設が導入されておりますが、この赤潮特約の運用の効果、また実績はどんな評価をしておられるか、この三点についてお伺いいたします。

○委員長(坂元親男君) まず、宮原参考人お答え願います。

○参考人(宮原九一君) 全漁連といたしましては、漁業全般の体制におきましては水産庁と十分協議を重ねながら、コストをどういう形で低減できるかということ、具体的な合理化方策をどう打ち出すかということ、具体的にたまたま詰めておりました、その辺でがんばっていきなさいと思っております。もう一つは需給バランスを改善しながら安定した魚価を確保して、要するに経費をふやしてきたものをどう節減するかということ、安定した魚価をどういう形で保っていくかという両面から今後対策を講じていきたい。

それから、沿岸漁業関係につきましては、今後はいわゆるいま言われておる資源管理型漁業ということでございまして、ことしから個々の営漁指導、地域の営漁計画といったようなものを含めて計画的な漁業のあり方という形の中で将来の漁業の安定を期してまいりたい、このような作戦計画を立てておるわけでございます。

年金の関係は、一年間で一万人ちよつとでございまして、とにかく私も目標に置いて加入拡大を図ってまいりたいと思っておりますが、それについても先ほど申し上げましたが、税制上の恩典について強くお願い、運動をいたしておりますので、諸先生方にもそういう改善についても御配慮いただければ大変ありがたいと考えておる次第でございます。

○参考人(中里久夫君) 赤潮特約、つまり、異常赤潮に対する共済の対応につきましてどのような効果があったか、あるいは実績についての説明をせよというところでございまして、いわゆる異常赤潮に対する共済事業は先生方御承知のように、国の掛金につきましては漁民の負担にしない、国が三分の二、都道府県が三分の一負担するということと、掛金負担は漁民負担にしない。かつ、異常赤潮が発生する特定の水域に限ってのいわゆる特約というところで対応してまいっているわけでござ

いますけれども、これは、このような制度が足りたしとおおむね赤潮の発生するような水域は全部指定されて、そして、この特約制度は異常赤潮に相当有効に働いているということには言えると思っております。現にこの赤潮の事業収支につきましては、これは赤字が出たから有効というわけじゃございませんで、大変相当な出し前になっております。そういうことで、運用の効果、それから実績も通算収支は当面赤字でございまして、最近赤潮の被害が幸いにして小康を得ております。そういう意味で収支も逐次改善されております。特に先生方に申し上げたいことは、今回の制度改正の一環として、この異常赤潮にかかわる分につきましては保険、言うなれば国の保険がすぐに発動するように改善されたい。いままではほかの事業とどんぶりになりまして、すぐには発動されなかったんですが、異常赤潮にストレートに国の保険が発動するように改善されますので、そういうことで異常赤潮に対するいわゆる赤潮特約の運営につきましては、従来よりも特段に改善されるというふうに私は理解しております。

○中野明君 大変御苦労までございます。

先ほど来お話が出ておりますが、私もこの制度ができて十九年ということで、ずいぶん皆様方も加入促進に御苦心があったと思いますが、しかしながら、お話にありましたように二四％というふうな加入率、これに対して本当に系統のいわゆる役職員の皆さん方といいますが、その方々が努力したにかかわらず二四％程度あるのは三十三数％、これは養殖共済の方ですね、そういうことであるというのの実態といえますが、なぜ伸びなかったか、その辺はどのように御反省になっておりますか。これは御両名、どちらでも結構でございますが、それがなければこの制度を改正をしたからといって、私は急激に加入者がふえるような甘い考え方は済まぬのではないかと、こういうふうに思います。共済というのは相互扶助ですから、漁民の皆さん方が本心に制度そのものを理解し

それからもう一つは、全体としまして残念ながら地方庁がこの共済に対する意識がまだ十分でない。だから、地方庁のしっかりしてやっておるところは加入率が非常に上がってきておりますの

実は進んでまいっております。義務加入制導入以後は、特にその対象漁業につきましては非常に進んでまいっております。一般的に、平均的に申しますと、三十とか四十とかというレベルになりますけれども、漁業は非常に種類が多うございまして、たとえば採貝採藻業、漁業の専門的な分野では、いわゆる共同漁業権というような集団操業の漁業につきましてはもう大半の人がこれを利用して、昆布とかワカメとかアワビですね。こういうところは大部分の人が利用している、むしろ利用していない方が少ない。あるいは大型定置漁業、こういう比較的移動しながら漁業をするのじゃないやなくて待ちの姿勢にある定置網漁業なんというの、これは非常に利用率は高うございます。まあ一般的に周年の漁船漁業で、魚を機動力を駆使して非常に追いかけているような漁船漁業につ

の管理等あるいは漁業対策措置がしかり行われるようなきつかけにさしていただきたいというところでございます。

○中野明君　時間ありませんので、この機会に漁連の会長さんでございます宮原さんに、この共済の問題以外になりませんが、一応先ほどの御意見の中に、要するに水産物の消費と流通対策のことについてもお述べになつておられましたか、やはり最近魚離れとかいろいろ言われております。私

的にたとえは船橋周辺のおの国地に集落を築いたこと、
 どういう形で置くのがいいのかということのようなこと
 を、學者、先生方の検討も終わつて、ことしは実
 践の少し研究に入りたいといつたようなことを、
 含めてやつておりますし、水産庁当局も流通問
 題には大変力を入れていただいて、いわゆる消費
 サイズの凍結品をパックにして、そしてそれを産
 地から消費地に送つた場合に鮮度表示をしたらど
 うであらうか。そういうことで、新しい魚が食せ

に上るといったようなことで、魚離れ対策にひとつメスを入れていくというようなことも踏まえ、また、アメリカあたりでは健康食品としての水産物の見直しが進んでおられますので、そういう意味でのPRをもう少し拡大をいたしたい。いま、たとえばノリにつきましては、全国の漁業者が共販金額の一万分の一を拠出して自分たちで消費宣伝をテレビ、ラジオ等を通じてやっておりますので、そういうものをひとつ拡大をしていくといったことも含めてその消流の改善をやりたい。これが一つ全漁連の今後の大変大きな課題であると自覚をいたしておる次第でございます。

○中野明君 それじゃ最後に、大変これ小さな問題かもしれませんが、宮原会長さんに御見解をお聞きできればと思うんですが、最近是非に御承知のように釣り人口がふえまして、そして一説には二十万とか言われておりますが、私、四国でございますが、非常に釣りで遭難をする人がおられるわけですが、そうすると、漁師の方々は人命にかかわるということで仕事を投げ出して助けに行くんですが、ところがこの助けた人が、喜びはしているんですけども、そういうことに対して山の遭難の場合はかなり、どう言うんですか、制度ができておまして、そして救援隊が向かって、その経費というものは一応本人に請求できるようになっているんですが、そういう点で漁師の方々に、まあ不満と言えは不満なんです。人命救助で自発的にやってはおられるんでしょうけれども、どちらかというと、自分たちのいわゆる仕事場をそういうレジャーで荒らされる、その上に助けに行かなきゃならぬと、遭難したとき、助かった人は、助かった喜びもつかの間で、おれのとった獲物はどこにあるんだというように、非常にいろいろな感情的な問題も私あちらこちらで聞くんですが、こういう点については何か制度化するとかなんとか、そういう点はやはり全漁連として、将来これは問題になってくるんじゃないかと思いますが、何かお考えをお持ちになっておれば御見解

をお聞きしたいと思います。
○参考人(宮原九一君) 先生小さい問題と言われたが、私どもの方では非常に大きな問題としてこの問題を考えております。

まず最初の遊漁と漁業との関係調整という問題をまず考えなきゃなりませんし、これはいま水産庁で漁場管理制度に対する基本問題を検討する会議の中でいろいろ検討し、法律を出すというところまで御決心をいただいておりますので、それに対して系統の考え方を今後まとめて出していきたいと思っております。遭難に対する漁業者の負担というところは、これはもうきわめて大きな負担になっておりますが、いまその災害を救助する方法には、もう余力がございませんけれども水難救済会という制度がありまして、その辺、大体地元の漁協がその会員になってやっております。名前を変えてやはり漁業者が出動している。その出動手当が、自分たちが、全漁連が四百万円金を集めて水難救済会に金を出しておりますけれども、今度上がつた二千五百円、一日出動というようになると、その辺も水難救済会における制度も改善してもらいたいということが一つあります。それから各県に対していま条例制定を働きかけようと全漁連では研究をいたしております。山の遭難と同じような仕組みが海にも適用されるような条例を各県に出してもらいたいものだというところで研究をいたしておる次第でございます。

○中野明君 終わります。
○下田京子君 お二人の参考人、御苦労さまでございます。

最初にお尋ねいたしたい点は、加入促進の決め手は一体何かという問題で、先ほどどうして加入促進が進まないかという理由で幾つか挙げておられました。一つは掛金負担がもたないという意識だとか、あるいは各地への水揚げ、そしてまた地方庁の姿勢など、そのほかいろいろ申されておりましたが、何と云っても皆さん方がいろいろと漁漁に参加する運動を繰り広げられている中

にあつて、しかもなおかつ加入が進まないという中で、その決め手になるのは何なんだろうかというところでお聞きしたいわけなんです。
この点からいいますと、何と云ってもやはり漁業者にとつて漁業制度そのものが魅力あるものでなければならぬと思ふんです。今回の改善の中には入っておりますけれども、やはりこれ以上過重な掛金負担にならないで、しかもより充実した補償内容という点から考えていくならば、一つは国庫補助率の引き上げあるいはまた国庫補助限度の引き上げ、撤廃というふうな形で掛金に対する国の助成、これを充実させていくことが必要ではないか。

それから、もう一つ考えられますのが、やはり漁獲共済における共済限度額を引き上げていく問題ではないか。とりわけ、もう言うまでもなく燃油高そして不漁、そういう中であつて漁価が低迷しているわけであつて、漁獲金額がダウンする、こういう中身にあると改善が据えられるということにならなければならぬではないか。これは私も北海道、東北各地の漁連あるいはまた共済組合等回りまして強く要請を受けたところであります。

確かにいま厳しい財政事情下であります。しかし、何と云つてもこの加入促進の決め手は、漁業者にとつて魅力ある制度にするためにこういうことを考えなければならぬではないかという点で参考人の御意見をお聞かせいただきたい。これはお二人にお聞きしたいと思ふんです。

それからもう一点は、全漁連の会長さんとして先ほど宮原参考人がお述べになつております水産物の輸入問題であります。これは去る十二、十三日、日米貿易小委員会の作業部会におきましていろいろと話がされました。アメリカは大変この残存制限品目について水産物についても強い姿勢で臨んでおられて、ガットでの協議を日本側に通告すると、こういうことも言われております。その中で特にこれは沿岸中小漁業者に対する影響が大変心配されるわけなんです、アメリカで特

にまた関心を持っているのがニシンだと言われています。このニシンの自由化がなされた場合に、一体日本の漁業者、さらには加工業者の皆さん方どうという打撃、影響が予想されるのか、その辺お答えいただきたいと思ひます。

○参考人(宮原九一君) 申し上げるまでもございませぬ、安い掛金で高い補償が実現できるならば、漁業者としてはもうそれにこした幸いはないわけでございますので、われわれとしては漁業制度が永続する範囲においてなるべく高い水準の助成が得られるような要求は今後も漁業者の総意として続けてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

それから一緒に二番目の問題についてもお答え申し上げたいと思ひますが、御案内のように、ニシン問題につきましては、三十年の後半から北海道漁連が大変苦勞をいたしまして、ソ連、さらにはカナダ、アメリカといったようなところのニシンを求めて、道内の加工業者に対して均等に加工原料が行き渡るような努力を続けてきておるわけでございます。ただいま、特にこのころでは日本海側ではニシンが重要な加工の原料魚となつておりまして、大体あの辺で七百軒近い業者がニシンの加工をいたしておると存じております。仮にこれが一たん自由化ということになりますと、アメリカ自身も余り得ではないというのをわれわれ言つておりますけれども、それは別としまして、大手商社が自由にニシンを運んで持つてくるというふうなことになる場合、いままでは北海道漁連が国内産を含めて、輸入ニシンも合わせて加工業者に均てんする体制を整えてきたものが、一挙に崩れるということでは、力の弱い加工業者がもうたちどころに経営の不振に陥るといったようなことでございまして、過つて伝えられるように、北海道漁連がニシンを独占しているんだというふうなことで絶対ないわけでございます。それで、それに最近多少日本でもニシンがとれ始めまして、沖合底びきとか刺し網を中心に現在約二万トン程度が生産をされておるとわれわれ理解をい

たしております。この業者がもうたちどころに打撃を受けることは当然でございますし、さらにまた、卵を抱いていないニシンあたりも自由化でどんどん入ってくるということになれば、これはほかの業種との競争ということも当然出てまいりますので、われわれ業界といたしましては、このニシンの自由化というものについては強く反対をいたしております。これが現状でございます。

○参考人(中里久夫君) いま宮原参考人から御説明があったのと全く同じでございますが、安い掛金で高い補償が得られるということは、これは漁業者の掛金負担では足りませんので、どうしても国の助成を厚くするということがもう必須の条件でございます。しかし、もうすでに国も、たとえ義務加入の対象漁業につきましては、六五％という相当な補助率を適用している経緯もございますので、国の助成が必要なのはわかりますけれども、相当努力を要するという事態でございます。しかし、われわれはこの努力を放棄するつもりはございません。今回もさらに続けてまいります。特に義務加入対象の漁業の拡大につきましては、このような予算事情でございますけれども若干の補助率のアップも実現いたしました。そういうことで、国の助成をできるだけ魅力あるものにするために要求するという努力は進めてまいりたいと思っております。

それから補償水準、限度額の引き上げにつきましても同様でございますが、この制度はやはり本質的には損害、災害対策でございますので、経営対策という面から経費を補償する、水揚げ金額が仮に下回っても経費という点だけで補償するというふうな方向に行くのはもうちょっと制度の根本的な見直しが必要んじゃないかと私は思っております。その必要性は十分わかりましても、経営対策に徹するにはまだ力不足という感じがいたします。

○下田京子君 宮原参考人にもう一つだけ簡単に答えたいんですが、いまのアメリカが非常に熱いまなざしを送っているニシンの自由化

のことについて、業界は反対であるし、これは打撃が大きいのでやめてほしいという話でしたが、鈴木総理がニシンの自由化は盲腸だというふうなそんな発言があったとか聞いておりますが、するとなかなか厳しいんではないか。その辺はどのようにお受けとめになつてゐるか、一言お述べください。

○参考人(宮原九一君) 実は非公式に鈴木総理の方にも、とてもじゃないがわれわれ業界としてはニシンはOK出すわけにまいりませんということと強く要請をいたしておりますので、その先のことになるとちょっと困るんですけれども、あくまでも反対を続けていくつもりでございます。

○委員長(坂元親男君) 以上をもちまして参考人の方々に對する質疑を終わります。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、皆様には御多忙中にもかかわらず当委員会に御出席をいただき、大変貴重な御意見を述べていただきましたことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

午後二時五十七分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に関する請願(第二三八九号)

第二三八九号 昭和五十七年三月二十三日受理

日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に関する請願

請願者 静岡県磐田市中泉一二ノ四労働会館内磐田地区労働組合会議内

金原和義 外百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十三日)

一、漁業災害補償法の一部を改正する法律案

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、農畜産物の輸入抑制に関する請願(第二六四三号)

一、農畜産物の輸入規制並びに畜産経営安定対策及び価格安定対策の推進に関する請願(第二七〇二号)

一、エサ米の転作物としての認定に関する請願(第二七〇三号)

一、農畜産物貿易自由化阻止に関する請願(第二七四五号)

一、畜産経営の安定強化に関する請願(第二八四二号)

第二六四三号 昭和五十七年三月三十日受理

農畜産物の輸入抑制に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

内 八巻一夫

紹介議員 村田 秀三君

最近、米国より貿易収支は正の一環として、牛肉、果実類をはじめとする農畜産物の輸入の拡大等が強く求められている。しかしながら、国際競争力が弱く我が国農業にとつて、農畜産物の輸入の拡大等を図ることは、生産農家に大きな打撃と深刻な不安を与えるばかりでなく、食糧自給率向上の確立を急がなければならない我が国の現状にとつて、重大な影響を及ぼすものである。よつて、農畜産物の輸入自由化、枠の拡大等については、国内農業の基盤の強化並びに生産体制の合理化等の進捗状況を十分考慮のうえ、慎重に対処されたい。

第二七〇二号 昭和五十七年三月三十日受理

農畜産物の輸入規制並びに畜産経営安定対策及び価格安定対策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議院内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

農畜産物の需給は、需給調整対策が実施されているにもかかわらず、輸入の増加、消費の停滞により緩和基調で推移し、生産物価格は低迷を続けている。一方、生産費は持続的に上昇しており、特に酪農経営をはじめ、畜産経営は所得の維持向上を図ることが極めて困難な状況に追い込まれ、固定化負債の累増等、経営の危機的状況が表面化するに至っている。更に、貿易摩擦に関連して、農畜産物の輸入攻勢は強まっております。全国の農家は経営の先行きに非常な不安を抱いており、よつて、我が国農業のおかれてゐる厳しい状況を十分に踏まえ、農畜産業の振興と農家経済の安定向上のため、次の施策を講ずるよう強く要望する。

一、自由化阻止及び輸入規制対策

1 牛肉等の残存輸入制限品目は、我が国農業の基幹作物であることにかんがみ、自由化はもろろん、輸入枠の拡大は絶対に行わないこと。

2 コア調整品等、いわゆる偽装乳製品の輸入抑制の行政指導を強化すること。

二、価格安定及び経営安定対策

1 三年間据え置かれてゐる加工原料乳の保証価格を引き上げるとともに、限度数量枠を拡大すること。

2 飲用牛乳の販売秩序が正常化し、飲用向け生乳価格の安定が図られるよう行政施策を強化すること。

3 ナチュラルチーズについては、安定的な生産化が可能となるよう必要な措置を早急に講ずること。

4 酪農をはじめ、多くの畜産経営は経営環境の悪化等により、固定化負債の累増等、経営の維持が困難な情勢にあるので、経営改善に資する負債整理対策を実施すること。

第二七〇三号 昭和五十七年三月三十日受理

エサ米の転作物としての認定に関する請願

一、自由化阻止及び輸入規制対策

1 牛肉等の残存輸入制限品目は、我が国農業の基幹作物であることにかんがみ、自由化はもろろん、輸入枠の拡大は絶対に行わないこと。

2 コア調整品等、いわゆる偽装乳製品の輸入抑制の行政指導を強化すること。

二、価格安定及び経営安定対策

1 三年間据え置かれてゐる加工原料乳の保証価格を引き上げるとともに、限度数量枠を拡大すること。

2 飲用牛乳の販売秩序が正常化し、飲用向け生乳価格の安定が図られるよう行政施策を強化すること。

3 ナチュラルチーズについては、安定的な生産化が可能となるよう必要な措置を早急に講ずること。

4 酪農をはじめ、多くの畜産経営は経営環境の悪化等により、固定化負債の累増等、経営の維持が困難な情勢にあるので、経営改善に資する負債整理対策を実施すること。

第二七〇三号 昭和五十七年三月三十日受理

エサ米の転作物としての認定に関する請願

一、自由化阻止及び輸入規制対策

1 牛肉等の残存輸入制限品目は、我が国農業の基幹作物であることにかんがみ、自由化はもろろん、輸入枠の拡大は絶対に行わないこと。

2 コア調整品等、いわゆる偽装乳製品の輸入抑制の行政指導を強化すること。

二、価格安定及び経営安定対策

1 三年間据え置かれてゐる加工原料乳の保証価格を引き上げるとともに、限度数量枠を拡大すること。

2 飲用牛乳の販売秩序が正常化し、飲用向け生乳価格の安定が図られるよう行政施策を強化すること。

3 ナチュラルチーズについては、安定的な生産化が可能となるよう必要な措置を早急に講ずること。

4 酪農をはじめ、多くの畜産経営は経営環境の悪化等により、固定化負債の累増等、経営の維持が困難な情勢にあるので、経営改善に資する負債整理対策を実施すること。

第二七〇三号 昭和五十七年三月三十日受理

エサ米の転作物としての認定に関する請願

一、自由化阻止及び輸入規制対策

1 牛肉等の残存輸入制限品目は、我が国農業の基幹作物であることにかんがみ、自由化はもろろん、輸入枠の拡大は絶対に行わないこと。

2 コア調整品等、いわゆる偽装乳製品の輸入抑制の行政指導を強化すること。

二、価格安定及び経営安定対策

1 三年間据え置かれてゐる加工原料乳の保証価格を引き上げるとともに、限度数量枠を拡大すること。

2 飲用牛乳の販売秩序が正常化し、飲用向け生乳価格の安定が図られるよう行政施策を強化すること。

3 ナチュラルチーズについては、安定的な生産化が可能となるよう必要な措置を早急に講ずること。

4 酪農をはじめ、多くの畜産経営は経営環境の悪化等により、固定化負債の累増等、経営の維持が困難な情勢にあるので、経営改善に資する負債整理対策を実施すること。

第二七〇三号 昭和五十七年三月三十日受理

エサ米の転作物としての認定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議院内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

政府の減反政策以来、水田利用の再編成に向けて農民をはじめ、関係機関が一丸となつてその推進に努力してきたところである。近年、水田の特性を生かしながら、畜産振興と結びつけたエサ米の栽培試験研究が全国各地で実施されている。農林水産省は、昨年一定の条件を付して民間試作田を転作実績に算入する方針を打ち出し、農民のエサ米に対する関心と意欲は一層高まってきた。岩手県においても、相当数の農家がエサ米栽培実験に取り組んでいる現状にあるが、エサ米栽培は、水田をそのまま利用し、超多収品種の開発導入によつて増収を図り、飼料自給率の向上と畜産の振興等により農家所得の向上に大いに寄与するものである。よつて、エサ米を転作作物として認定するように強く要望する。

第二七四五号 昭和五十七年三月三十一日受理
農畜産物貿易自由化阻止に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野町西中第三
農事組合内 姉崎貞三 外三十七
名

紹介議員 北 修二君

我が国の対アメリカ貿易収支をみると、農産物面では、アメリカの輸出黒字五十一億ドルとなつている。そして、アメリカが現在、計画を進め、生産を伸ばしている米を我が国が一千万トン輸入したとしても、その輸出価格からみて、四十三億ドルにすぎず、現在の黒字五十一億ドルと合計しても九十四億ドルである。このように、アメリカの対日貿易赤字は、農産物の輸入増によつては解消されず、また、その対応を誤ると我が国の農業を壊滅させることになる。ついでに、農産物(畜産物を含む)の貿易自由化は絶対に阻止されたい。

第二八四二号 昭和五十七年四月一日受理
畜産経営の安定強化に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議院内 増田正敏

紹介議員 下条進一郎君

長野県の畜産は、経営規模の拡大と生産性の向上により、農業における基幹部門として発展してきたが、近時、国内畜産物消費の伸びみと輸入の増加を背景とした畜産物の供給過剰のなかで、極めて不安定な事態に直面している。よつて畜産経営の安定強化を図るため、次の施策を早急に講ずるよう強く要請する。
一、乳製品の在庫解消対策を講ずるとともに牛乳流通秩序確立の行政指導を強化すること。
二、エサ米を水田利用再編対策の転作対象作物に加えるとともに飼料用麦流通基金制度を創設すること。
三、肉用牛・養豚・養鶏等の経営を対象とした負債整理資金特別融通助成事業を新設すること。

第三号中正誤

ベ	段	行	誤	正
三	終	虫		ムシ
二	終	進化		深化
五	二	他に		他の
六	二	ように		ような
七	二	とい		ている
二	終	近村		近隣
三	終			

一六 一四 どれ計画 計画どおり

二九 二四 関係 問題

第四号中正誤

ベ	段	行	誤	正
二	三	植上		値上
二	三	遠藤		遠藤
二	三	とか		か
二	三	している		していく
二	三	なねる		かねる
二	三	前		前

第五号中正誤

ベ	段	行	誤	正
二	三	ばり		ばり
二	三	指導		指導を
二	三	一次		一時

第六号中正誤

ベ	段	行	誤	正
二	三	もう		そう
二	三	粗		粗
二	三	人との		人との粗
二	三	逆に		逆

第七号中正誤

ベ	段	行	誤	正
二	三	農水産		通産